



社会保険労務士法人

いとう労務経営事務所 便り 【196】



ホームページのQR

「共に成長し、共に発展する」喜びを見つけ、信頼関係を大切にしています。

〒487-0006 春日井市石尾台 4-1-1 TEL:0568-95-0041 FAX:0568-95-0044
 社会保険労務士／国家資格 2 級キャリア・コンサルタント技能士／育休後アドバイザー：松下 真希
 特定社会保険労務士／キャリア・コンサルタント／年金アドバイザー／相続診断士：伊藤 妙子

政府の成長戦略に労働時間法制の運用見直しが入り込められる見通しです

◆労働時間法制をめぐる議論の今後

6月2日、政府の日本成長戦略会議の下に設置された労働市場改革分科会における労働時間法制等をめぐる議論の取りまとめが公表されました。

5月29日の上野厚生労働大臣の会見では、議論の結果に関して「労働時間規制について、(中略)夏以降の労働政策審議会において議論を行う予定」と発言があったところです。

◆取りまとめの内容について

裁量労働制の見直し等は今後の議論が待たれるところですが、36協定の締結や柔軟な労働時間制の活用について、「労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意に則った指導が行われるよう速やかに見直す必要がある」とされました。

これを受け、今夏の成長戦略に労働基準監督署による指導の見直し等に関する内容が入り込められる見通しです。

◆なぜ見直し？

分科会の第3回目にて、全国商工会連合会より、人手不足や時間外労働の上限規制への対応に苦慮しているとの声とともに、「『収入をもっと増やしたい』『技能を修得したい』」など健康確保と労使合意を大前提とし、労働者本人の希望を踏まえた労働時間管理も可能とする制度や、変形労働時間制などが十分に活用できていないことを踏まえ、「届け出などの要件を柔軟化し、多様な地域、業種・業態の企業や労働者が効率的に業務や労働をできるような、柔軟な労働時間管理の運用」が要望されていました。

具体的な内容やいつから柔軟化が図られるのかなど、夏以降の情報に注目です。

【参考】労働市場改革分科会



同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます

◆同一労働同一賃金ガイドラインとは

令和8年4月28日に同一労働同一賃金に係る改正省令・告示が公布され、改正同一労働同一賃金ガイドラインが令和8年10月1日から適用されます。このガイドラインは、正社員と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で待遇差が存在する場合に、どのような待遇差が不合理、あるいは不合理でないのか、原則となる考え方や具体例、留意事項を示すものです。

◆ガイドライン改正のポイント

今般、裁判例の蓄積などを踏まえて記載が見直され、明確化や充実が図られているほか、新規に追加された内容もあります。特に、各種手当(退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当等)や福利厚生(夏季冬季休暇、褒賞等)について、具体的な考え方や例示が追加されています。

また、改正省令により、非正規雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項について、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が追加されます。説明の際は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」により行います。

◆企業に求められる対応

企業においては、非正規雇用労働者からの説明請求への対応が一層重要となります。各種手当や福利厚生を支給基準の見直し、就業規則の点検、説明体制の整備が欠かせません。ガイドラインに基づき、厚生労働省が公表する関連書式やリーフレットも活用しながら、早めの確認と対応を進めましょう。

【参考】同一労働同一賃金特集ページ
(厚生労働省)



高齢者の熱中症対策と補助金活用

◆過去最多の死傷者数、高齢者は特に注意

2025 年の職場における熱中症による死傷者数は 1,803 人と、統計開始(2005 年)以降最多になりました。年齢別では、25～29 歳の 129 人に対し、60～64 歳は 181 人、65 歳以上は 278 人と、高齢者が多くなっています。加齢により体温調節機能や暑さの自覚が低下する高齢者は熱中症を発症するリスクが高く、企業として積極的な安全配慮が求められます。

◆熱中症対策の義務化への対応

2025 年 6 月からの改正労働安全衛生規則では、職場の熱中症対策が「義務」とされています。①体制整備、②手順作成、③関係者への周知の3つが重篤化を防止するために義務付けられ、違反には罰則の適用や業務停止命令の可能性もあります。そのため、予防対策として実効性のある対応が必要です。

具体的には、WBGT 値(暑さ指数)の把握とそれに基づく作業環境の改善、作業負荷の軽減、休憩や水分補給の管理等が求められます。

◆エイジフレンドリー補助金の活用も有効

60 歳以上の高齢労働者の熱中症予防対策には、「エイジフレンドリー補助金(熱中症対策コース)」の活用が可能です。スポットクーラー、ミストファン、WBGT 指数計、電動ファン付き作業服等の導入経費が、補助対象となります。

補助金の申請は事業者自身が行う必要があり、審査による要件確認や書類の準備には一定の時間を要しますし、実務対応も発生します。申請受付は 2026 年 10 月 31 日までですが、予算額に到達次第終了となるため、早めの検討が重要です。

【参考】

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」



令和7年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)を公表します



2026 年に変わる iDeCo の改正ポイント

個人型確定拠出年金「iDeCo」は長期的な資産形成を行うことを目的とした私的年金ですが、ルールが変わることも多いので、直近の改正をまとめます。

◆退職所得控除に関する「5年ルール」が「10年ルール」に (2026 年 1 月 1 日より施行)

改正前は、先に iDeCo の給付金を一時金で受け取り、5 年以上経過してから会社の退職一時金を受け取ると、掛金拠出期間と勤続期間で重複する期間の退職所得控除を、それぞれに使うことができました。改正後はこの「5年」が「10 年」になり、受取りの間隔を 10 年以上空けない限り、重複期間の退職所得控除は 1 回しか使えないように調整されます。

なお、先に会社の退職一時金を受け取り、後で iDeCo の一時金を受け取る場合には、退職所得控除を二重に使うには 20 年以上の間隔を空ける必要があります。

◆加入可能年齢が「70 歳未満」に (2026 年 12 月 1 日より施行予定)

iDeCo に加入できる年齢は原則 20 歳以上 65 歳未満でしたが、改正後は、70 歳になるまで掛金の拠出が可能になります。ただし、iDeCo は公的年金の上乗せであるため、老齢基礎年金などの公的年金を受け取るようになると、掛金の拠出はできなくなります。

◆掛金の上限の引上げ (2026 年 12 月 1 日より施行予定)

会社員・公務員の拠出限度額は月額 2 万円(企業年金がある場合は合計 5.5 万円)または 2.3 万円でしたが、改正後は 6.2 万円(企業年金がある場合は合計 6.2 万円)に引き上げられます。

自営業者・フリーランス等の拠出限度額は、国民年金基金と合算で月額 6.8 万円でしたが、7.5 万円に引き上げられます。

【参考】

令和7年度税制改正の大綱



令和8年 12 月から iDeCo がパワーアップします!



黒柴 夢ちゃんから一言

みなさん、こんにちは。
梅雨の季節ですが、真夏のような日もありますね。
熱中症の予防には、
「快適な睡眠環境」を
心掛け、質のよい睡眠をとることも大切です。

